



# 第2部

## 文教・科学技術施策の動向と展開

※第2部は、原則として令和3年度における文部科学行政の動きについての記述になっていますが、一部令和4年6月頃までの動き及び統計資料に基づく記述になっています。



## 第1章

## 教育再生の着実な推進

## 総論

平成25年1月に開催が決定された教育再生実行会議では、これまでに十二次にわたる提言が出され、それを踏まえた様々な取組が行われてきました。また、教育再生実行会議の廃止に伴い、令和3年12月に開催が決定された教育未来創造会議においては、令和4年5月に、我が国の未来を担う大学等と社会の在り方に関し、第一次提言が取りまとめられました。さらに、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、教育の振興に関する重要事項が審議され、答申等が行われています。文部科学省はこれらの提言や議論を踏まえるとともに、「教育基本法」の理念の下、「教育振興基本計画」に基づき、教育再生のための施策を推進しています。加えて、国立の研究機関である国立教育政策研究所においては、教育政策に関する総合的な研究が進められています。

## 第1節

## 教育政策をめぐる動き

## 1 中央教育審議会

## (1) 中央教育審議会について

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進などに関する重要事項を調査審議する機関であり、教育改革の推進に当たって重要な役割を果たしています(図表2-1-1)。

## (2) 最近の主な答申等

① 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて(審議まとめ)<sup>\*1</sup>

令和3年3月に諮問した「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」のうち、「教員免許更新制の見直し」については、教師が多忙な中で経済的・物理的な負担感が生じているとの声や、臨時的任用教員等の人材確保に影響を与えているという声があることなども踏まえ、必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるような抜本的な見直しの方向性について先行して結論を得ることを求め、令和3年11月には「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて(審議まとめ)」が取りまとめられました。

本審議まとめにおいては、教員免許更新制導入後の社会的変化等を整理するとともに、令和の日本型学校教育を担う「新たな教師の学びの姿」が示されました。

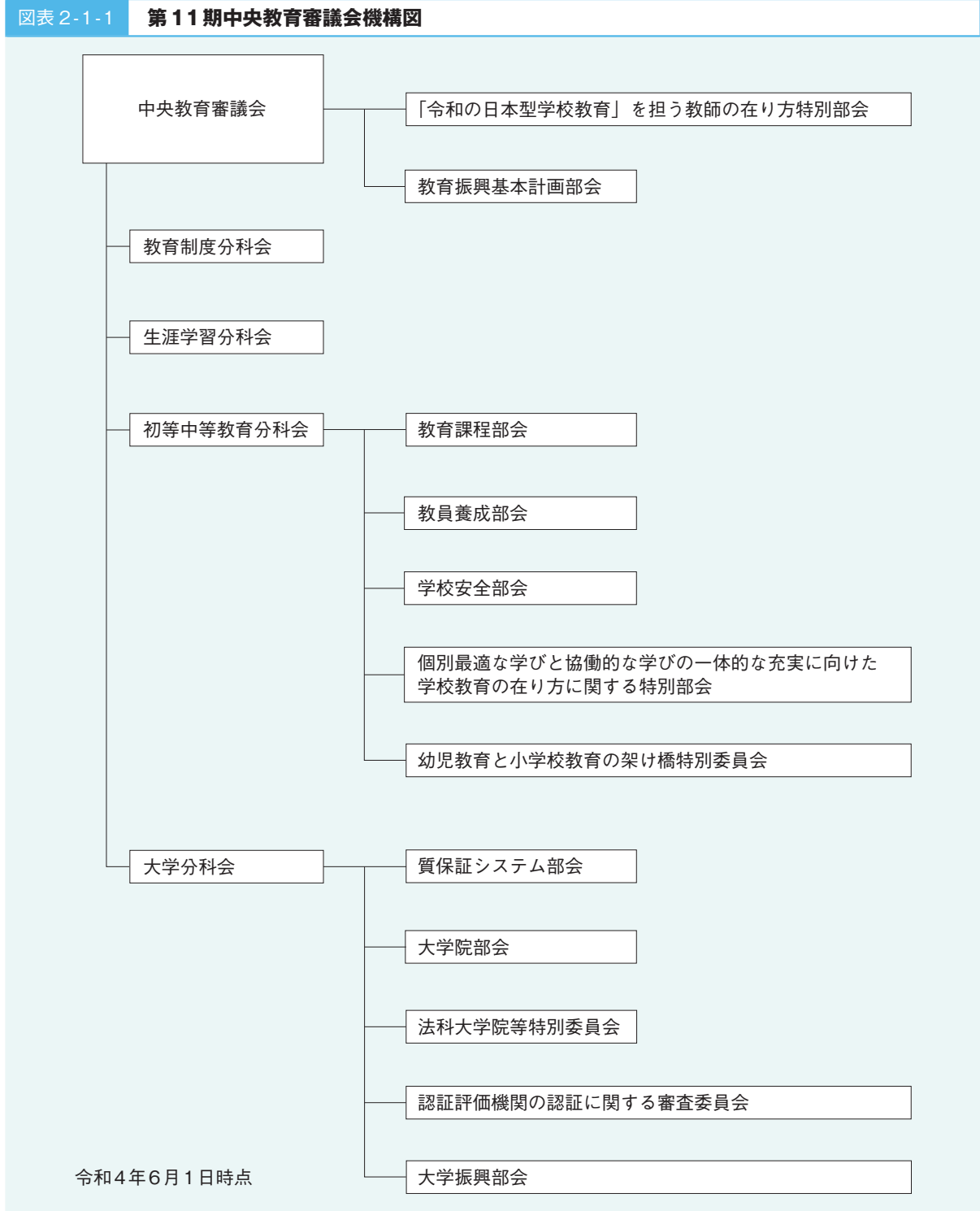
その上で、教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大など一定の成果は上がってきたものの、更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねず自律的かつ主体的に学ぶ姿勢は発揮されにくいことや、10年に一度の講習は常に最新の知識技能を学び続けていくことと整合

\*1 参照：第2部第4章第12節 1

的でないという課題が指摘されていること及び昨今の社会的変化等を踏まえ、教師の研修充実方策を実行すると同時に教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていく方向性が結論として示されました。

②第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）

令和3年3月の諮問を受け、4年2月に「第3次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」が取りまとめられました。これを踏まえて、同年3月25日に、4年度から8年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。<sup>\*2</sup>



\*2 参照：第2部第4章第11節 3

### (3) 第11期中央教育審議会

令和3年3月9日、第11期中央教育審議会委員が任命され、新しい審議体制が発足しています。第11期中央教育審議会への主な諮問事項は、目下以下のとおりです。

#### ①「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について<sup>\*3</sup>

令和3年3月に開催された中央教育審議会総会において、以下の5点を主な内容とする「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」諮問を行い、現在、中央教育審議会において専門的な検討が進められているところです。

1. 教師に求められる資質能力の再定義
2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方
3. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し
4. 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化
5. 教師を支える環境整備

#### ②次期教育振興基本計画の策定について

本章第2節③を参照。

## 2 教育未来創造会議

教育未来創造会議は、我が国の未来を担う人材を育成するために、高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進することを目的とし、令和3年12月から内閣総理大臣を議長として開催しているものです。

令和4年5月に取りまとめられた「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」では、我が国の未来を担う大学等と社会の在り方に関し、

- ・未来を支える人材を育む大学等の機能強化
- ・新たな時代に対応する学びの支援の充実
- ・学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備

について、今後取り組むべき具体的方策等が示されました。（[図表 2-1-2](#)）

政府として、本提言の着実な実行に向け、引き続き取組を進めていく予定です。

\*3 参照：第2部第4章第12節①

図表 2-1-2 我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）概要

### 我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について 教育未来創造会議第一次提言

人材育成を  
取り巻く課題

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の見込みを必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学者（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べて少ない修士・博士号の取得者（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、米2,610人、日588人、博士号取得者：英3,75人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少ないほど低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

基本理念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じて「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。

社会像  
在りたい

- ◎一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上と地球規模の課題への対応）
- ◎生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎全世代学習社会の構築

目指したい  
人材育成

◎未来を支える人材像  
好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材  
＜高等教育で増やす資質・能力＞  
リテラシー／論理的思考力／規範的判断力／課題発見・解決能力／未来社会を構想・設計する力／高度専門職に必要な知識・能力

◎今後特に重視する人材育成の視点→産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示  
・予測不可能な時代に必要な文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成  
・デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成  
・現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）  
・高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加  
・全ての子どもが努力する意思があれば学ぶことができる環境整備  
・一生涯、何度でも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養  
・年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備  
・幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

## 1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化

- (1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化**

  - ① デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築
    - ・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）
    - ・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援（複数年度にわたり見込みを持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）
    - ・教育の質や学生確保の見直しを十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化
    - ・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）
    - ・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底
    - ・修士支援新制度の機関要件の厳格化（定員充足率8割以上の大学とする等）等
  - ② 高専、専門学校、大専校、専門高校の機能強化・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）
  - ③ 専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実 等
  - ④ 大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進
  - ⑤ 企業における人材投資に係る開示の充実
  - ⑥ 地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進
  - ⑦ 地域における大学の充実や高等教育進学機会の拡充
  - ⑧ 地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）
- (2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受け入れ強化**

  - ① STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出
    - ・文理横断の観点からの入試出題科目見直し
    - ・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与（教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や修士支援新制度の機関要件の審査での反映、基盤的経費配分におけるメリハリ付け等）等
  - ② 「出口での質保証」の強化
    - ・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実 等
  - ③ 大学院教育の強化
    - ・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化 等
  - ④ 博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等
  - ⑤ 大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成
  - ⑥ 企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化
- (3) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進**

  - ① 女性活躍プログラムの強化
    - ・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化
    - ・大学ガバナンスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進 等
  - ② 官民共同修士支援プログラムの創設
  - ③ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進
- (4) グローバル人材の育成・活躍推進**

  - ① コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築
  - ② 産学官を挙げてのグローバル人材育成
    - ・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ!留学JAPAN」の発展的推進 等
  - ③ 高度外国人材の育成・活躍推進
  - ④ 高度外国人材の子供への教育の推進
    - ・インターナショナルスクールの誘致等推進 等
- (5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換**

  - ① 知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進
    - ・オンライン教育の規制緩和と特例の創設 等
  - ② オンラインを活用した大学間連携の促進
  - ③ 大学のDX促進
    - ・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進 等
- (6) 大学法人のガバナンス強化**

  - ① 社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化
    - ・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化 等
  - ② 世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進
    - ・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立 等
  - ③ 大学の運営基盤の強化
- (7) 知識と知恵を得る初等中等教育の充実**

  - ① 文理横断教育の推進
    - ・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換等
  - ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進
  - ③ 課題発見・解決能力等を育む学習の充実
  - ④ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進〔再掲〕
  - ⑤ 子供の貧困対策の推進
  - ⑥ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進
  - ⑦ 分権型教育の推進
  - ⑧ 在外教育施設の教育環境整備の推進

## 2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



## (1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



## (2) ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設  
・在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入  
→これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設



## (3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】



## (4) 博士課程学生に対する支援の充実

・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実



## (5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進  
・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討（日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む）



## (6) 入学料等の入学前の負担軽減

・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底



## (7) 早期からの幅広い情報提供

・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

## 3. 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備



## (1) 学び直し成果の適切な評価

## ① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等

・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備  
・マイナポータルと連携したジョブ・カードの電子化 等

## ② 企業における学び直しの評価

・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入  
・通年・中途採用等の推進、社内起業・出向起業の支援等の取組の実践の促進  
・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設 等

## ③ 学び直し成果を活用したキャリアアップの促進

・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設 等



## (2) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

## ① 費用、時間等の問題を解決するための支援

・教育訓練給付制度の対象外である者（自営業者等）に対する支援の実施  
・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進 等

## ② 高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援

③ 高齢世代の学び直しの促進



## (3) 女性の学び直しの支援

## ① 女性の学び直しを促進するための環境整備

・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の実情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援 等

## ② 女性の学び直しのためのプログラムの充実

・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援 等



## (4) 企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備

## ① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置

・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備  
・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進  
・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築

## ② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化

・企業と大学等の共同講座設置支援  
・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定 等

## ③ 大学等におけるリカレント教育の強化

・大学における継続的なリカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定  
・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援 等

## ④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成

・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスキリングを実施するプログラムへの支援  
・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援  
・農業大学校等におけるスマート農林水産業のカリキュラム充実、デジタル人材育成  
・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進 等

## 第2節

## 教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

「教育振興基本計画」とは、「教育基本法」の規定に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画です。現在は平成30年6月15日に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」（以下、「第3期計画」という。）に基づき、教育政策が進められています。

## 1 我が国における今後の教育政策の方向性

第3期計画の第1部では、「教育基本法」に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げるとともに、教育をめぐる現状や課題として、これまでの取組の成果や2030年以降の変化等を見据え、取り組むべき課題が述べられています。その上で、「第2期教育振興基本計画」の「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を継承しつつ、「人生100年時代」「超スマート社会（Society5.0）」の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組むとされています。

また、今後の教育政策に関する基本的な方針として、1.夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する、2.社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する、3.生涯学び、活躍できる環境を整える、4.誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する、5.教育政策推進のための基盤を整備する、の五つの方針が打ち出されています。

さらに、今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進、教育投資の在り方、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造が挙げられています（図表2-1-3）。

図表 2-1-3 第3期教育振興基本計画概要

※計画期間：2018～2022年度		第3期教育振興基本計画（概要）	
<b>第1部 我が国における今後の教育政策の方向性</b>			
<b>I 教育の普遍的な使命</b> 改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要			
<b>II 教育をめぐる現状と課題</b>		<b>III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項</b>	
<b>1 これまでの取組の成果</b> ○初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持 ○給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設 ○学校施設の耐震化の進展 等 <b>2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題</b> (1) 社会状況の変化 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等 (2) 教育をめぐる状況変化 ○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化 ○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題 (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向 OECDによる教育政策レビュー 等		第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す ≪個人と社会の目指すべき姿≫ (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成 (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展 ≪教育政策の重点事項≫ ○「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要 ○教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む	
<b>IV 今後の教育政策に関する基本的な方針</b>		1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5 教育政策推進のための基盤を整備する	
<b>V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点</b>			
<b>1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進</b> ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定] 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施 [職員育成、先進事例の共有] 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善 ・客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making)) を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進		<b>2. 教育投資の在り方</b> (第3期計画期間における教育投資の方向) ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減 ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保 ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策) ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備 ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保 ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成	
<b>3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造</b> ・超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進 ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開 ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進			

## 2 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第3期計画の第2部では、第1部で示された五つの基本的な方針に沿って、平成30年度から令和4年度までの5年間における1. 教育政策の目標、2. 目標の進捗状況を把握するための指標、3. 目標を実現するために必要となる施策群が示されています（図表2-1-4）。

また、地方公共団体において、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことの重要性についても言及されています。

文部科学省としては、第3期計画を踏まえ、生涯を通じた一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、今後の教育政策の推進に努めていきます。



図表 2-1-4 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群			
第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、 ①教育政策の目標 ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標 ③目標を実現するために必要となる施策群を整理			
	基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階> (2) 豊かな心の育成<〃> (3) 健やかな体の育成<〃> (4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階> (5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階> (6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成 (8) 大学院教育の改革等を通じてイノベーションを牽引する人材の育成 (9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年代を見据えた生涯学習の推進 (11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進 (12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 (13) 障害者の生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応 (15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育負担の軽減に向けた経済的支援 など
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 (17) ICT利活用のための基盤の整備 (18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 (19) 児童生徒等の安全の確保 (20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 (21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	○小中学校の教諭の1週間当たりの校内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など

### 3 次期教育振興基本計画の策定について

令和4年2月には、令和5年度から令和9年度を対象年度とする「次期教育振興基本計画の策定について」中央教育審議会に諮問が行われました。諮問の内容は大きく4点あり、1点目は「改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について」、2点目は「生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について」、3点目は「学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて」、4点目は「第3期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について」が示されています。諮問内容に基づいて、令和4年度中の答申とりまとめに向けて教育振興基本計画部会において審議が行われています。

## 第3節

# 教育施策の総合的推進のための調査研究

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、幼児教育から初等中等教育、高等教育、生涯学習、文教施設までの教育行政全般にわたって、将来の政策形成のための先行的調査や既存の施策の検証など、教育改革の裏付けとなる基礎的な調査研究を進めています。また、国際的な共同研究の国内実施機関としての役割を担っているほ

か、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における調査問題や解説資料、報告書の作成、教育課程や生徒指導・進路指導に関する国内の教育関係者への情報提供など、幅広い活動を展開しています。

さらに、令和3年10月に新たに「教育データサイエンスセンター」を設置し、我が国の教育データ分析・研究、成果共有の拠点（ハブ）として、教育データや取組を共有するための基盤整備、教育データ分析・研究の推進、国や自治体における教育データ分析・研究の支援に取り組んでいます。

## 1 政策課題に対応した調査研究

教育に関する重要な政策課題に対応するため、外部の研究者や行政担当者などが幅広く参画するプロジェクト研究を行っています。研究期間はおおむね2～5年間です。

令和3年度は、学習科学、教育測定、データサイエンス及び実務的知見等を架橋して、CBT移行を展望した作問・結果分析の枠組みの在り方を検討するとともに、新たなPDCAサイクルの要となる学力アセスメントの改善充実に向けた調査研究を行う「学力アセスメントの在り方に関する調査研究」と、学校建設・学習空間整備のプロセスが、建設・整備後の教育や学校運営にどのような影響を及ぼすか、教育や学校運営の継承に貢献するのかを明らかにし、対話の意義について考察する「対話を通じた新しい学校空間づくりのプロセスに関する調査研究」の二つの研究を開始しました。

また、令和元年度に開始した「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」等八つの研究を引き続き行い、研究期間が終了した「学校における教育課程編成の実証的研究」と「客観的根拠を重視した教育政策の推進に関する基礎的研究」について報告書を作成・公表しました。

図表 2-1-5 令和3年度プロジェクト研究一覧

研究課題名	研究期間	研究代表者
教員の配置等に関する教育政策の実証に関する研究	平成28年度～令和4年度	研究企画開発部長
学校における教育課程編成の実証的研究	平成29年度～令和3年度	教育課程研究センター長
幼児期からの育ち・学びとプロセスの質に関する研究	平成29年度～令和4年度	幼児教育研究センター長
教育の効果に関する調査研究	平成30年度～令和4年度	研究企画開発部長
客観的根拠を重視した教育政策の推進に関する基礎的研究	令和元年度～令和3年度	教育政策・評価研究部長
高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究	令和元年度～令和4年度	初等中等教育研究部長
高校生の高等教育進学動向に関する調査研究	令和2年度～令和4年度	高等教育研究部副部長
社会情緒的（非認知）能力の発達と環境に関する研究：教育と学校改善への活用可能性の視点から	令和2年度～令和5年度	生徒指導・進路指導研究センター長
対話を通じた新しい学校空間づくりのプロセスに関する調査研究	令和3年度～令和4年度	文教施設研究センター長
学力アセスメントの在り方に関する調査研究	令和3年度～令和5年度	教育課程研究センター長

## 2 専門的事項に関する調査研究及び教育活動支援

令和3年度は、児童生徒の学力の実態などを把握するための「全国学力・学習状況調査」（本体調査）<sup>\*4</sup>における教科に関する調査の問題を作成しました。そして、その調査結果の分析を行い、教育委員会、学校等の指導の改善・充実に資するよう、令和3年度において、「解説資料」、「報告書」、「授業アイデア例」<sup>\*5</sup>を作成し配布しました。また、教育委員会等を対象としたオンライン形式による説明会を開催するとともに、教育委員会が主催する研修会

\*4 参照：第2部第4章第1節 ㉒

\*5 参照：<https://www.nier.go.jp/21chousa/21chousa.htm>  
<https://www.nier.go.jp/21chousakekkahoukoku/>  
<https://www.nier.go.jp/jugyourei/r03/index.htm>

等において、学力調査官等による指導・助言を行いました。あわせて、「経年変化分析調査」における教科に関する調査の問題の作成、調査結果の分析及び報告書<sup>\*6</sup>の作成を行いました。

効果的な教育課程の編成や指導方法の改善・充実に関する実践的な研究を推進する「研究指定校事業」については、令和3年度をもって終了することとなりますが、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等を考慮して、各指定校・各地域の要望や事情等に応じて事業を実施し、研究指定校が研究成果を報告・発表し、成果の普及を図る研究協議会は、令和4年2月2日から2月4日にオンライン形式で開催しました。

また、高等学校における新学習指導要領の実施を踏まえ、3年度に、学習評価の基本的な考え方や各教科等における評価基準の作成及び評価の実施等について解説した「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（高等学校編）を作成し、公表しました。

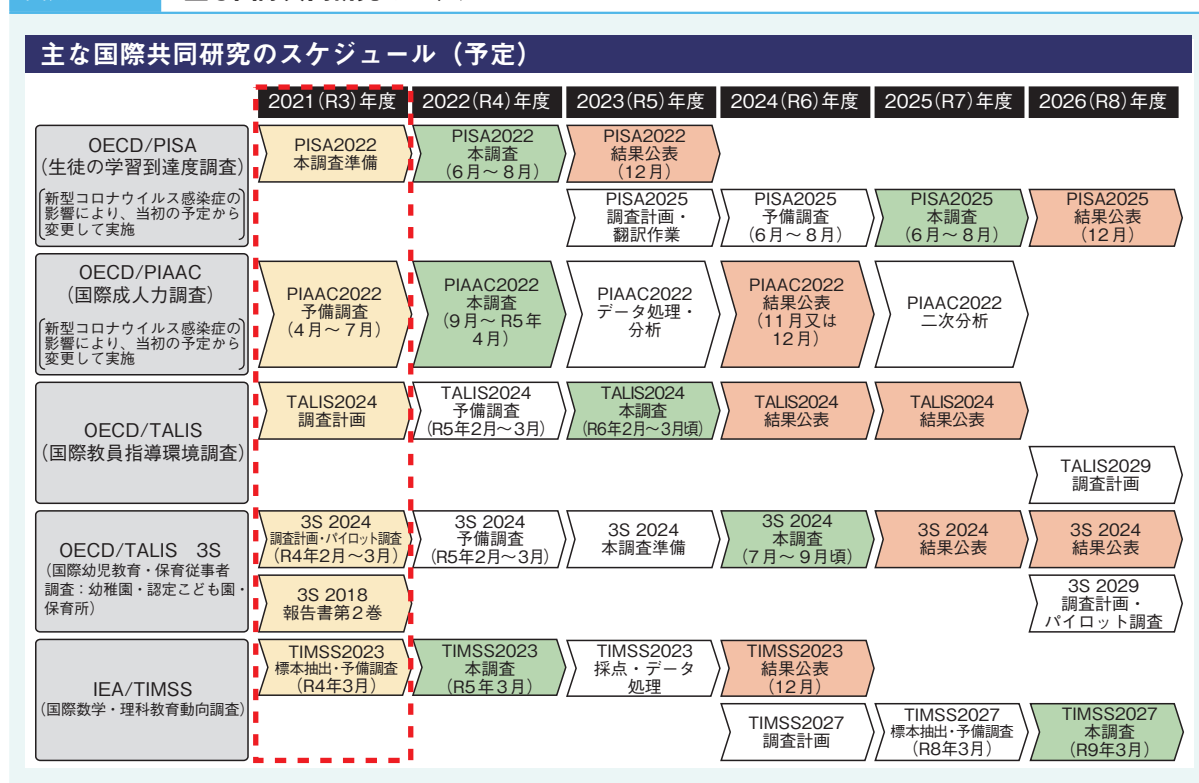
加えて、いじめや不登校、キャリア教育、幼児教育、社会教育、学校施設に関する調査研究を踏まえ、各種の指導資料や参考資料を作成し配布するほか、各種の研修事業等を実施しています。

### 3 国際共同研究等

国立教育政策研究所は、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」、「国際成人力調査（PIAAC：ピアック）」、「国際教員指導環境調査（TALIS：タリス）」、「国際幼児教育・保育従事者調査」のほか、国際教育到達度評価学会（IEA：International Association for the Evaluation of Educational Achievement）が実施する「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」などの国際的な比較研究に日本代表機関として参画し、これらの問題や質問票の作成、調査の実施、結果の分析などを担当しています。

2021（令和3）年度は、PIAACとTIMSSの予備調査を実施するとともに、国際幼児教育・保育従事者調査の2018（平成30）年調査結果第2巻の日本版報告書を刊行しました。

図表 2-1-6 主な国際共同研究のスケジュール



\*6 参照：[https://www.nier.go.jp/21chousakekkahoukoku/kannren\\_chousa/keinen\\_chousa.htm](https://www.nier.go.jp/21chousakekkahoukoku/kannren_chousa/keinen_chousa.htm)

## 4 研究活動等の成果の公開

国立教育政策研究所の研究・事業活動に関する報告書などは、国立教育政策研究所のウェブサイト<sup>\*7</sup>や同研究所の教育図書館などで広く公開しています。また、毎年開催している教育研究公開シンポジウム、教育改革国際シンポジウムをはじめとしたシンポジウムの開催や全国の教育研究所で構成される全国教育研究所連盟の大会などを通じて、教育関係者に対して幅広く研究活動等の成果の普及に努めています。

令和3年度は、教育研究公開シンポジウムとして、GIGAスクール構想の実現、新型コロナウイルス感染症への対応などにより急速に進む教育現場への高度情報技術導入の動向を踏まえ、「高度情報技術が教育にもたらすインパクト～教育実践・教育研究・教育行政の観点から～」をオンラインで開催しました。600名を超える参加登録があり、教育実践・教育研究・教育行政の各観点から議論を行いました。

さらに、我が国では、ビッグデータ時代の到来に伴い、データサイエンスが注目を浴びています。教育分野もその例外ではなく、それを、どのように子供たちの学びに活用できるのか、教師や学校をいかに支援すべきであるか等、様々な論点が浮上してきているところです。そこで、教育データの取扱いに卓越し、義務教育段階における国際的な学力調査の数々に取り組んでいるIEA（国際教育到達度評価学会）の専門家を中心に、その60年の歩みから得られた貴重な経験や知見も踏まえつつ、教育データサイエンスの展望や課題について議論を行う「令和3年度教育改革国際シンポジウム（オンライン開催）～これからの世界における教育データの可能性を探る～」を開催しました。当シンポジウムには世界中から500名を超える参加登録があり、教育データを活用する際にどのような機会が広がっているか、ビッグデータ、スモールデータと様々なレベルのデータをどのように生かしていけるかといった点で政策的な示唆を得ることができました。

<sup>\*7</sup> <https://www.nier.go.jp>